

マイナンバー制度及び消費税転嫁対策講習会

ご存知でしょうか、平成 27 年 10 月からマイナンバーが皆様のもとへ送付され平成 28 年 1 月より順次導入がスタートします。また、平成 29 年 4 月から消費税が 8% ⇒10%に引き上げられます。

会員の皆様、事前準備は進んでいますでしょうか？

商工会では、第 1 部「マイナンバー制度について」第 2 部「消費税転嫁対策」として、講習会を開催します。今後、めまぐるしく変化する改正等を適正に行える準備としてぜひ講習会の受講をお願い致します。

日 時 : 平成 27 年 9 月 16 日 (水) 午後 2 時～5 時
場 所 : 与那原町商工会 2 階研修室
講 師 : 伊良皆 とも子 (税理士)
定 員 : 20 名 (定員に達し次第締め切りと致します)
参加費 : 無 料
講習内容 : 第 1 部 マイナンバー制度について

- ①マイナンバー制度とは
 - ②制度導入に向けての準備、企業の対策等
- 第 2 部 消費税転嫁対策
- ①消費税の仕組み
 - ②誤りやすい消費税の処理
 - ③増税までの取り組みについて

申込期限 : 9 月 11 日 (金) までに、お電話か FAX にてお申込下さい。

お申込 TEL(098)945-3513 FAX (098) 945-7502

与那原町商工会 宛て

受講申込書

平成 27 年 月 日

事業所名		電話	
業 種		FAX	
参加者		参加者	

主催 : 与那原町商工会